

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく  
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成29年9月19日に取扱い（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

- 1 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号  
東京都中央区銀座四丁目12番15号  
株式会社ドワンゴ
- 2 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類  
ニコ書券
- 3 払戻し申出期間  
平成29年9月20日（水）9時から平成30年2月28日（水）23時59分まで  
※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。
- 4 払戻しに関するお問い合わせ先  
ご返金対応窓口  
お問い合わせフォーム：<http://qa.nicovideo.jp/faq/show/2615>
- 5 申出の方法  
上記払戻しの申出期間中に、以下のページ内のお知らせから所定フォームへアクセスし、必要事項を記入の上、申出ください。  
[https://secure.nicovideo.jp/secure/common\\_serial](https://secure.nicovideo.jp/secure/common_serial)
- 6 払戻しの方法  
申出から所定の期間内に、お客様からご指定頂いた銀行口座に振り込む方法、又は所定コンビニエンスストアにて返金する方法により、払い戻しさせていただきます。なお、手数料は、当社負担とさせていただきます。

株式会社ドワンゴ  
平成29年9月19日